

麻酔における「厚生労働大臣が定める重症の患者」について

○診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）

別表第一 医科診療報酬点数表

第 2 章 特掲診療料

第 11 部 麻酔

第 1 節 麻酔料

L 0 0 8 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔（2 時間まで）

- | | | |
|---|------------------------------------|---------|
| 1 | <u>別に厚生労働大臣が定める重症の患者</u> に対して行った場合 | 8,300 点 |
| 2 | 1 以外の場合 | 6,100 点 |

○特掲診療料の施設基準等（平成 18 年厚生労働省告示第 94 号）

第十二の二 麻酔

- 一 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する重症患者
別表第十一の二に掲げる疾患等のうち、重度のものである患者

別表第十一の二 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する重症患者

心不全

冠動脈疾患

弁膜症

不整脈

呼吸不全

呼吸器疾患

糖尿病

腎不全

肝不全

血球減少

血液凝固異常

出血傾向

敗血症

神経障害

第11部 麻酔

<通則> (略)

第1節 麻酔料

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(1) (略)

(2) 重症の患者とは、以下に掲げるものをいい、麻酔前の状態により評価する。

ア NYHAⅢ度以上の心不全

イ CCS分類Ⅲ度以上の狭心症

ウ 心筋梗塞発症後3月以内の者

エ 大動脈弁閉鎖不全、僧帽弁閉鎖不全又は三尖弁閉鎖不全であって、Ⅱ度以上のもの

オ 大動脈弁平均圧較差50mmHg以上の大動脈弁狭窄、僧帽弁平均圧較差10mmHg以上の僧帽弁狭窄

カ 動脈血酸素分圧60mmHg未満、又は動脈血酸素分圧・吸入気酸素分画比300未満の呼吸不全

キ 1秒率70%未満かつ肺活量比70%未満の換気障害

ク 治療が行われているにもかかわらず、中発作以上の発作を繰り返す気管支喘息

ケ HbA_{1c}8.0%以上、空腹時血糖160mg/dL以上又は食後2時間血糖220mg/dL以上の糖尿病

コ 血清クレアチニン値4.0mg/dL以上の腎不全

サ Child-Pugh分類B以上の肝不全

シ Hb6.0g/dL未満の貧血

ス PT-INR2.0以上の凝固能低下

セ DIC

ソ 血小板数5万/uL未満の血小板減少

タ SIRSを伴う敗血症

チ ショック(収縮期血圧が90mmHg未満となるもの)

ツ 人工呼吸、心肺補助、大動脈内バルーンパンピング、又は透析を行っている者

テ 植込み型ペースメーカー又は植込み型除細動器を使用している者